

山梨市有料広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、山梨市有料広告掲載要綱（令和7年山梨市告示第 号）第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する考え方)

第2条 当該広告事業は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査の考え方)

第3条 当該広告事業の審査をする場合、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定、市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、掲載枠数、掲載期間、広告内容、デザイン等に関する事項は、広告募集ごとに仕様書において定めることとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しないこととする。この場合において、広告掲載期間中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されるもの
- (3) 風俗営業と類似するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの

- (10) 市の指名停止措置を受けているもの
- (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (14) その他市資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの

(掲載基準)

第6条 次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。この場合において、広告掲載期間中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- エ 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- オ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- カ 粗悪品等の広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- キ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- ク 公の選挙及び投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む）
- ケ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む）
- コ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む）
- サ 市資産の性質等により広告掲載することが適当でないと認められるもの

シ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

ス 社会的に不適切なもの

セ 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれのあるもの

ソ 個人又は団体の意見広告

タ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

チ 個人又は法人の名刺広告

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 射幸心をあおる表示又は表現のもの

イ 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

ウ 人材募集広告において労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を順守していないもの

エ 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現のもの

オ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの

カ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの

キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ク 他人名義の広告

ケ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

コ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

サ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

- シ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- ス 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するおそれがあるもの
 - オ 社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(審査基準)

第7条 要綱第10条の規定による広告掲載の審査を行うときは、次に定める事項に留意し、掲載の可否及び表示内容等の審査を行うものとする。

(1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 各種教室等

- ア 安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む）

- ア 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。
- イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国の大学の日本校等

- ア 日本の学校教育法に定める大学ではない場合は、その旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座等

- ア 国家試験等による資格であるにも係わらず、講座を受講するだけで、資格取得が可能であるかのような紛らわしい表現は使用しない。
- イ 受講費用等がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示は使用し

ない。

ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(6) 病院、診療所、助産所

ア 広告できる事項は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5、第 6 条の 7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）

ア あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 法定の施術所以外の無届医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等

ア 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 32 条の 2、薬事法第 68 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条、各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能又は効果について表示できない。

ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていない、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(10) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

ウ 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

エ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

オ 介護保険法第 98 条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

カ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

ア 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。

(13) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

ア 各業に関する法令、監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(14) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不当表示に注意すること。

ウ その他広告表示について旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(15) 通信販売業

ア 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条及び第 12 条並びに同法施行規則第 8 条から 11 条までの規定に反しないこと。

(16) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し及び写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言又は写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレント等著名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

(19) 結婚相談所又は交際紹介業

- ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等を原則とする。
- イ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(21) 質屋、チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) たばこ又はアルコール飲料

- ア 未成年者の喫煙又は飲酒を禁止する文言を明確に表示すること。
- イ 喫煙による健康への影響の文言を明確に表示すること。
- ウ 飲酒を誘発するような表現は禁止する。

(23) 金融商品

- ア 将来の利益が確実に保証されているような表現がないこと。
- イ 利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。
- ウ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。
- エ 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。
- オ 利益保障がないこと、損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。
- カ 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。この場合において、名称、登録番号及び業界団体会員であることは必ず明記すること。

(24) 割引価格の表示

- ア 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

(25) 無料で参加又は体験できるもの

- ア 費用がかかる場合は、その旨明示すること。

(26) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

ア 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。

イ 広告主の所在地及び連絡先の両方を明示すること。この場合において、連絡先については固定電話とし、携帯電話又はPHSのみは認めない。

ウ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(27) 肖像権及び著作権

ア 無断使用がないか確認をすること。

(28) 宝石の販売

ア 虚偽の表現に注意すること。

(29) 個人輸入代行業等の個人営業広告

ア 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

(30) その他

ア 各業種及び商品、サービス等について不明な点がある場合は、広告掲載希望者に確認をすること。

イ 関連法令等に抵触するおそれがあるものは、関連法令所管行政庁に相談すること。

(掲載基準の適用)

第8条 第6条に規定する掲載基準の適用については、広告媒体ごとに具体的な内容を判断し、その上で修正又は削除が必要な場合は、広告主にこれを依頼できるものとする。

この場合において、広告主は正当な理由がない限り、修正・削除に応じなければならない。

(ホームページに関する基準)

第9条 市のホームページに掲載する広告に関しては、ホームページに掲載する広告のほか、当該広告のリンク先のホームページの内容についても第6条及び第7条の規程を適用する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。